ＩＣＡ｢協同組合のアイデンティティに関する声明｣

■定義

協同組合は自治的な組合（アソシエイション）であって、自発的に団結した人々が自分たちの共通の経済的、社会的、文化的ニ一ズと願望を、協同で所有し民主的に管理される事業体を通じて実現しようとするためのものである。

■価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯の価値を基礎とする。

協同組合の組合員は、協同組合の創設者たちの伝統による誠実、公開性、社会的責任および他者への配慮という倫理的価値を信条とする。

■原則

協同組合原則は協同組合がその価値を実践するための指針である。

第一原則　自発的意志に基づく自由な加入制度

協同組合は自由意志にもとづく組織であって、組織のサービスを受けかつ組合員としての責任を担う意志のあるすべての人々が性的、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を受けないで加入できる。

第二原則　組合員による民主的管理

協同組合は組合員が運営する民主的組織で、組合員は政策立案と意志決定に積極的に参加する。選挙でえらばれて代表者の任務を勤める男性および女性は、組合員に対して説明責任を負う。第一次協同組合においては組合員は平等の議決権（一人一票）を持つ。それ以上の段階の協同組合においても民主的な方法で組織の運営を行なう。

第三原則　組合員の経済的参加

組合員は協同組合の資本を公正に拠出し、資本を民主的に管理する。その資本の一部は、通常、その協同組合の共有財産である。組合員は加入の条件として払い込んだ出資金について、配当がある場合でも、受取る配当には限度がある。剰余金は、次の目的のいずれかまたはすべてに対して配分する。

可能なかぎり積立金を～その少なくとも一部は不分割の積立金として～積み立てることによって自分たちの協同組合を発展させること。協同組合との取引高に比例して組合員に利益の還元をすること。

組合員が承認する他の活動を支援すること。

第四原則　自治と自立

協同組合とは自治と自助の組織であって、組合員が自主的に管理するものである。協同組合が政府などの他の組織と協定を結んだり、外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を確保しまた協同組合の自主性を保持する条件で行なう。

第五原則　教育、訓練および広報

協同組合は組合員や選出された役員、マネージャー、従業員がその協同組合の発展に効果的に貢献できるように教育と研修を行なう。協同組合は一般大衆～ことに若者とオピニオン・リーダーたち～に協同組合の特質と有益性を広める。

第六原則　協同組合間協同の原則

協同組合は地域的（ローカル）、全国的、圏域的（リージョナル）、国際的な枠組みで共に活動することを通じて、組合員にたいしてサービスをもっとも効果的に提供するとともに協同組合運動の強化をおこなう。

第七原則　地域社会へのかかわり

協同組合はその地域社会の持続可能な発展のために、組合員が承認する政策を通じて活動する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（石見尚訳）

※ICA（国際協同組合連盟：Internationai Co-operative Alliance）は、世界各国に協同組合運動を普及したり、世界平和を実現するためにさまざまな活動にとりくんでいます。本部はジュネーブにあります。